

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 885 号 平成 27 年 2 月 23 日

男は女子大学を受験できるか？

20代の男性が福岡女子大学に対し、入学願書の不受理は不当な性差別で違憲だとして、不受理処分を取り消しや慰謝料等66万円の損害賠償を求めて福岡地方裁判所に提訴したというニュース(1月19日付朝日新聞他)には驚かされましたし、時代はここまで来たかとの感を深くしています。

訴えを起こした男性によると、福岡県内の国公立大学の中で栄養士の免許の取得に向けたカリキュラムがあるのは福岡女子大学だけで、「公立大は税金によって維持される公的な存在。出願を拒否されたら、県外の大学や私学への入学を強いられ、栄養士になる道が狭くなる」と主張すると共に、入学願書の不受理は平等原則や教育を受ける権利を定めた憲法に反するとしています(1月19日付北海道新聞から)。

大学側は多分困惑している事と思いますが、いずれにせよ、国公立の女子大学の違憲性が問われる画期的な訴訟となる事は間違いありません。

仮に、女子大学という存在そのものが平等原則に反する、また、運営には税金が投入されているからという理由で、福岡女子大学が裁判に負けるという事態になれば、今回の訴訟の当事者となった福岡女子大学はもとより、国立のお茶の水女子大学や奈良女子大学、公立の群馬県立女子大学はいずれ女子大学の看板を下ろさざるを得なくなるでしょう。

また、私学においては藤女子大学を初め全国に70校を超える女子大学が存在します。私学には、それぞれ独自の建学精神があり、国公立大学とは別という考え方もあると思いますが、税金が投入されているという意味では全く無関係ともいえず、裁判の結果によっては、私学に対する影響もないとはいえません。

福岡女子大学は、1923年(大正12年)に県立女子専門学校として開校し、1950年(昭和25年)の学制改革により4年制の大学に昇格して以来今日に至っており、91年という長きにわたり女子の高等教育を進めて来ました。

女子大学は、かつて高等教育が男性のためのものであった時代に、女性の教育機会の確保を目的に全国各地に設立されて来ましたが、一方で、時代の移り変わりの中で女子大学の男女共学化が進んで来た事も事実です。

私自身は、女性の社会進出が進む中でそれを後押しすると共に、女性のリーダーを養成するという意味でも、女子大学の存在意義が失われたとは思っていません。

ただ、今日の社会情勢を考えた場合、女子大学でなければならない必然性もまた失われつつあるように思います。

青年は、「出願を拒否されたら、県外の大学や私学への入学を強られる」と主張していますが、世の中を見渡せば、自分の進みたい進路が、自分の能力や経済的事情、あるいは地理的条件等から第2第3の選択をせざるを得ないというケースは、珍しい事ではありません。というより、完全に平等といったようなものは殆どないといった方が良いでしょう。それでも、多くの人々は、様々な制約がある中で、それを克服しながら自分の思いを成し遂げられるよう努力しているのだと思います。

青年が、訴訟を提起する事で今まで固く閉じられていた扉を開こうとするのは勇氣ある行動だといえますし、それによって、また新しい局面が生まれるかも知れません。

ただ、同時に思う事は、件の青年は、仮に福岡女子大学を受験したとして合格するとは限らないはずで、もしも不合格になった場合はどうするつもりだったのだろうかという事です。その場合には、青年は管理栄養士になるのを諦めるつもりだったのでしょうか。それとも、その場合には別のルートを探して管理栄養士になるべく努力するというつもりだったのでしょうか。

私は、福岡女子大学が学びの場として便利であり、そこで学びたいという青年の気持ちは分かりますが、しかしそこに拘って選択肢を狭めて欲しくはないとも思っています。

登山口は沢山あるはずで、たとえ一つの道が塞がれたとしても、別のルートを探す努力をすべきだと思います。目標が明確であるなら、それが回り道でも、そこに到達するための登山は継続する、そうした姿勢が大事なのではないかと常々考えているところです。

いずれにせよ、裁判の行方には大いに注目したいと思います。(塾頭：吉田 洋一)